

「知的財産推進計画2021」の策定に向けた意見募集に対する意見書

2021年（令和3年）2月26日

日本弁護士連合会

「知的財産推進計画2021」の策定に向けた意見募集に対して、当連合会は、「データの利活用」に焦点を絞って、以下のとおり意見を述べる。

第1 意見の趣旨

- 1 多くの者がデータにアクセスして価値創出できるよう、データ流通を推進するためのルールの在り方を引き続き検討すべきとの考えに賛成する。
- 2 中小企業・スタートアップ企業などに、データの適切な保護等をアドバイスできる人材を提供できる制度整備が必要と考えられる。
- 3 当連合会としては、関係諸団体と協働しつつ、上記1及び2の各取組に積極的に関わっていくことができるよう、専門人材の育成と社会への提供に向けて研鑽を重ねていく所存である。

第2 意見の理由

- 1 デジタル時代において、データは価値の源泉となる、最も重要な知的財産の一つである。そして、第2回構想委員会（2020年12月21日開催）における配布資料「データ利活用のルール整備に関する取組」（内閣府知的財産戦略推進事務局作成）において言及されているとおり、データは使われて初めて価値を創出することから、多くの者がデータにアクセスして価値創出できるよう、データ流通を推進することが望ましい。

かかる考えに沿う施策として、近年、不正競争防止法における「限定提供データ」の保護に関する不正競争の立法化や、経済産業省による「AI・データの利用に関する契約ガイドライン」、 「限定提供データに関する指針」、農林水産省による「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン」の策定がなされたことは、評価し得る。

しかしながら、上記配布資料において指摘されているとおり、①データの生成・収集・加工・蓄積には多数の者が関与しており、それら関与者の利害・関心へ適切に対応できていない、②一旦データを提供すると、そのデータがその

後どのように使われるのか不安である等の理由から、データの利活用に対してなお社会全体が萎縮的にならざるを得ない状況にあると考えられる<sup>1</sup>。

そこで、関係者が安心してデータ取引を行うことができるよう、データ流通を推進するための適切なルールの在り方が引き続き検討されるべきであるとの考えに賛成する。

- 2 経済産業省が公表した2019年11月19日付け「国際競争力強化に向けた日本企業の法務機能の在り方研究会 報告書」において指摘されているとおり、第4次産業革命の進展により競争環境が大きく変化する状況において、法務機能が積極的に事業価値を創造する役割が増しており、またそれゆえに法律家に求められる専門性も高度化している。特に、第4次産業革命において最大の資源となる「データ」を利活用し、イノベーションを生み出していくためには、当連合会が、2020年2月13日付け「『知的財産推進計画2020』の策定に向けた意見募集に対する意見書」において既に述べたとおり、データの種類やその財産的価値を評価・分析し、それらに即した利活用の方法や利益配分、契約による適切な保護等をアドバイスできる人材が必要であり、かつそのような支援を必要とする企業、特に中小企業・スタートアップ企業などに、適切に提供できる制度整備が必要と考えられる。
- 3 当連合会としては、法律の専門家集団として、上記1のデータ流通を推進するためのルール作りや上記2の企業支援のための制度整備に関し、関係諸団体と協働しながらそれぞれの取組に積極的に関わっていくことができるよう、専門人材の育成と社会への提供に向けて研鑽を重ねていく所存である。

以上

---

<sup>1</sup> 例えば、当連合会が、2003年2月21日付け「倒産時におけるライセンサー保護に関する意見書」において指摘したとおり、知的財産取引の保護としては、ライセンサーの倒産時におけるライセンサーの保護が法制度上講じられている必要があり、2001年の特許法改正、2020年の著作権法改正による当然対抗制度の導入により、特許権や著作権についてはその立法的な手当てがなされたところであるが、不正競争防止法による保護対象となっている営業秘密や限定提供データに係るライセンス契約については、未だライセンサーの保護に関するルールが存在しない。そこで、法務機能が十分でない中小企業やスタートアップ企業などがデータ取引においてトラブルに巻き込まれる事態が懸念される。